

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年12月22日

世田谷区

1 業務の概要

(1)件名

せたチャレ！事業募集及びクラウドファンディング事業伴走支援委託

(2)目的

せたがやクラファン！チャレンジ(略称:せたチャレ！)では、市民活動団体(NPO 等)や企業等が行う、区の地域課題・社会的課題の解決を図る事業に対して「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング」の機会を提供するなどの支援を行っている。

このせたチャレ！に対して、より多くの事業が提案されるよう事業広報等の募集支援を行い、また選定された事業がクラウドファンディングにおいて、より多くの寄附を集められるようアドバイス等の伴走支援や選定事業の広報等を行う事業者を公募し、選定する。

(3)業務内容

①令和8年度「せたチャレ！」事業募集支援委託

ア. クラウドファンディングセミナー講演

イ. せたチャレ！事業広報

②令和8年度「せたチャレ！」事業伴走支援委託

ア. 補助事業者へ「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング」におけるPR等
アドバイス支援

イ. キックオフミーティング企画・準備及びクラウドファンディングセミナー講演

ウ. せたチャレ！事業広報

エ. 事業報告

③令和9年度「せたチャレ！」事業募集支援委託

ア. せたチャレ！募集周知ちらしの作成

イ. クラウドファンディングセミナー講演

ウ. せたチャレ！事業広報

※詳細は実施要領兼提案条件説明書の別添1・2・3(事業概要)のとおり

(4)履行期間(予定)

①令和8年2月16日から令和8年3月31日まで

②令和8年4月1日から令和8年11月30日まで

③令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

※②については、令和8年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

※③(令和8年12月から令和9年3月)、令和9年度及び令和10年度(4月から11月)についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行実績が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないものであること。

(2)世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3)区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該参加資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、以下①から④の書類を提出すること。

【①から③は3か月以内に発行されたもの】

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書(営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可)

④財務諸表(過去1年間)

(4)都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。

(5)せたチャレ！事業募集及びクラファン事業伴走支援委託事業者選定委員会の構成委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

【選定委員会 構成委員】

世田谷区生活文化政策部長 渡邊 謙吉

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課長 伊藤 祐二

政策経営部ふるさと納税対策担当課長 斎藤 洋子

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

以下の観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

(1)本業務委託に対する提案内容

①提案通りに実施できる本事業執行体制か。

②補助事業者へのアドバイス支援内容が、クラウドファンディング目標額へ導くことが出来るか。

- ③クラウドファンディングセミナーの講演内容が、実施(予定)事業者へ適切にクラウドファンディングにおける心構えを理解させることができるか。
 - ④キックオフミーティングの企画は、事業者間の交流や情報共有が活発になり、クラウドファンディングの成功につながる内容か。
 - ⑤募集広報方法が、せたチャレ！への提案事業を増やすことが出来る内容か。
 - ⑥せたチャレ！事業周知方法が、事業への寄附につながる効果的な内容か。
 - ⑦せたチャレ！の事業募集や事業案内の広報に効果があるデザインか。
- (2)個人情報等の管理体制
- (3)類似業務に係る受託実績
- (4)受託経費見積りの妥当性

5 審査方法

提案書の審査は、せたチャレ！事業募集及びクラウドファンディング事業伴走支援委託事業者選定委員会により、以下のとおり行う。

(1)書類審査

- ①応募事業者の中から提出された提案書により、評価基準に基づき審査する。
- ②審査の結果は、令和8年2月中旬に文書により通知する。

6 手続等

(1)担当課

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課まちづくり推進係
 〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎3階
 電話:03-6304-3174 ファクシミリ:03-6304-3597
 電子メールアドレス:セキュリティ上の観点から、希望者からの問い合わせに基づき個別に伝達する。

受付時間:午前8時30分から午後5時00分まで

(土・日、祝日、年末年始及び午前12時から午後1時を除く)

(2)実施要領兼提案条件説明書の公開期間、場所及び方法

期間:令和7年12月22日(月)～令和8年1月16日(金)まで

方法:上記(1)での配布又は世田谷区ホームページからのダウンロード

[\(ページID:21702\)](#) **トップページ** → **事業者の方へ** → **現在実施中のプロポーザル情報** → **くらし・手続き**

(3)参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限:令和8年1月16日(金)午後5時まで

場所:上記(1)と同じ

方法:持参または郵送(締切日必着、書留等送達確認可能なものに限る)

(4)質問の受領期限、提出場所、方法等

期限:令和8年1月23日(金)午後5時まで

場所:上記(1)に同じ

方法:「質問書兼回答書」(様式3)を使用し、電子メールにて送信すること

回答:令和8年1月27日(火)までに電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

(5)提案書の受領期限、提出場所及び方法等

期限:令和8年2月2日(月)午後5時まで

場所:上記(1)に同じ

方法:電子申請サービス(LoGo フォーム)による。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1333522>

(6)審査結果通知

5(1)②のとおり。

7 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約保証金は免除する。

(3)契約にあたっては、契約書を作成する。

(4)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。

(5)本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は契約において選定された提案書の内容に拘束されない。

(6)提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(7)事業者からの提出物は返却しない。

(8)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することができる。

(9)提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。

(10)参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした提案者、もしくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(11)委託候補者選定後、区と候補者の協議により最終的な仕様を決定し、後日契約する。